

名古屋市福祉有償運送運営協議会における運営指針

1 目的

この指針は、特定非営利活動法人その他営利を目的としない法人等（以下「NPO等」という。）によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る道路運送法（昭和26年法律第 183号）第79条の 2に基づく登録申請に必要とされる名古屋市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）における協議事項に関して必要な事項を定めることにより、協議会における円滑な協議運営を行うことを目的とする。

2 協議会の開催

（1）協議会の開催数

協議会は、原則年 2回開催する。

（協議会の開催は、福祉有償運送に係る道路運送法第79条の 2に基づく登録の申請が予定されている場合を想定するものであるが、重大事故等福祉有償運送実施上の問題が発生したときその他福祉有償運送の適正実施のために必要と認めるときには、随時開催するものとする。）

（2）会議資料等の送付

市長は、円滑な協議を行うため、協議会の開催に先立って、次に掲げる資料を作成するとともに、あらかじめ委員に送付するものとする。

① NPO等が作成した福祉有償運送に係る道路運送法第79条の 2に基づく登録申請書の案及び市長の協力依頼を示す書面

② NPO等が行おうとする福祉有償運送に関し次に掲げる事項について具体的に記した資料

ア 使用する車両の自動車登録番号及び運転者並びに移動制約者に対応した設備又は装置の種別

イ 普通第 2種免許によりがたい場合における十分な能力及び経験に係る事項

ウ 損害賠償措置を講じていることを証する書類

エ 会員数

オ 運送の対価の額及び運送の対価以外の対価の額

カ 事故防止についての教育及び指導体制

キ 事故時の処理及び責任体制

ク 使用する車両についての整備管理体制

ケ 利用者からの苦情処理に関する体制

コ その他協議会において必要と認める事由（前各号に規定するもののほか、

協議会において市長が必要と認めた事由とする。)

3 本市における福祉有償運送の必要性

本市区域における交通の状況、介護保険法に規定する要介護者及び要援護者、身体障害者福祉法に規定する身体障害者その他の移動制約者の状況等を踏まえ、合理的な理由を示して判断が行われることが必要である。

本市における福祉有償運送の必要性に関する協議においては、本市の交通状況、輸送の対象となる移動制約者の数、タクシーによる輸送の状況、ボランティア輸送の状況に関して、協議会の構成員がそれぞれの役割に基づいて、状況等の説明に努めることとする。

名古屋市	本市の交通状況 輸送の対象となる移動制約者の数 等
タクシー事業者	タクシーによる輸送の状況 等
N P O 等	ボランティア輸送の状況 等

4 運送主体

福祉有償運送の運送主体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 法令により営利を目的としないものと位置づけられている法人等又は市が自ら主宰するボランティア組織であること。

(具体的には、一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活共同組合、社会福祉法人、商工会議所、商工会、医療法人、営利を目的としない法人格を有しない社団であって、代表者の定めがあるものをいう。)

(2) 福祉有償運送を行うことが、法人等の目的の範囲外の行為に当たるものでないこと。

(3) 福祉有償運送の確保について、市長から具体的な協力依頼を受けた法人等であること。

(具体的には、市長が依頼の相手方となる法人等名、依頼の対象となる福祉有償運送行為を示した書面とする。)

(4) 申請者又は申請者が法人である場合は、その役員が次の①から③いずれかの事由に該当するものでないこと。

① 1年以上の懲役又は禁錮この刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2年を経過していない者であるとき。

② 道路運送法第79条の12の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から 2年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合にお

いては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から 2年を経過していない者を含む。) であるとき。

- ③ 自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前 2号のいずれかに該当する者であるとき。

5 利用対象者

次に掲げる者であって、道路運送法施行規則第51条の25に規定する運送主体の旅客名簿に登載された者及びその付添い人とする。

- (1) 介護保険法（平成 9年法律第 123号）第19条第 1項に規定する要介護認定を受けている者及び同条第 2項に規定する要支援認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第 4条に規定する身体障害者
- (3) その他単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難なもの
(具体的には、精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定による精神障害者福祉手帳又は市長が発行する愛護手帳（これに類する療育手帳等を含む。）の交付を受けている者、愛知県特定疾患医療給付事業受給者又は特定医療費助成制度（指定難病）受給者等をいう。)
- (4) 当該区域又は地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを協議会の意見に基づき市長が認めた場合、前項（1）から（3）に該当する利用対象者及び付添い人については、運送主体の旅客名簿に登載されていない者についても運送を行うことができるものとする。

6 運送の形態等

福祉有償運送の発地又は着地のいずれかが、市の区域内にあることを要する。

(運送主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者、住民等であることの事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成して、適切に管理するものとする。)

7 使用車両

- (1) 次のいずれかに該当する車両を使用しなければならない。

① 福祉自動車

ア 寝台車

車内に寝台(ストレッチャー)を固定する装備を有する自動車

イ 車いす車

車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能なスロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車

ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

エ 回転シート車

回転シート(リフトアップシートを含む)を備える自動車

② セダン車等

自動車検査証の用途の欄が「貨物」の自動車以外の自動車

(2) 使用権原

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しなければならない。ただし、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

① 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。

② 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

③ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(3) 車両の表示等

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の登録を受けた車両である旨を表示しなければならない。

8 運転者の要件

運転者は、自動車の種類に応じて、次の要件のいずれかを備える者でなければならない。

(1) 福祉自動車

① 第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者。

② 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていないものであって、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習会を終了している者

③ ①、②である者かを証明するため、運転者の「運転記録証明」(自動車安全センター発行)を協議会に提出すること。

(2) セダン型

福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の①から③のいずれかの要件を備える者(又はいずれかの要件を備える者の乗務)

- ① 介護福祉士
- ② 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を終了している者
- ③ 訪問介護員等

(運送主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別。交通事故その他道路交通法違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。)

9 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又はその計画がなければならない。

10 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。）の概ね2分の1以下の額とする。ただし真にやむを得ない事情があり、一般乗用車旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね2分の1の額を超える場合は、具体的な理由書を提出すること。

11 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることを要するものとする。

(具体的には、次に掲げる点に留意して整備しなければならないものとする。)

- ① 運送主体において、運行管理に係る責任者が選任されており組織体制が整っていること、点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること。
- ② 運転者が自家用自動車を提供し運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向く場合にあつては、電話等により運行管理に関する事項について指示、伝達、報告が確実に実施できる体制が整っていること。
- ③ 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。
- ④ 運送主体において、事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること。
- ⑤ 地方公共団体、運送主体の双方において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応に係る責任者が明確であること。
- ⑥ 地方公共団体、運送主体の双方において、利用者からの苦情に対し、適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確であること。
- ⑦ 地方公共団体、運送主体の双方において、その他福祉有償運送の条件が常時

確保されているかどうかの管理体制が整っており、責任者が明確であること。

1 2 届出義務

福祉有償運送に係る道路運送法第79条の 2第 1項各号に掲げる事項の変更（第 3項に規定するものを除く。）が生じたときは、遅滞なく愛知運輸支局長及び市長に届出を行わなければならない。

1 3 報告義務

福祉有償運送に係る道路運送法第79条の 2に基づく登録を受けた後、年 1回、次に掲げる事項について市長に報告しなければならない。

ただし、市長にあつては必要に応じて福祉有償運送に関する報告を求めることができるものとする。

- （1）福祉有償運送の実績（運送回数、運送人員等）
- （2）福祉有償運送における利用者からの苦情、事故等の状況

附 則

この指針は、平成17年 9月14日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年 5月17日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年9月18日から施行する。